改正後

目次

第一章　特定非営利活動法人（第一条―第三条）

第二章　認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節　認定特定非営利活動法人（第四条―第三十二条）

第二節　特例認定特定非営利活動法人（第三十三条・第三十四条）

第三節　認定特定非営利活動法人等の合併（第三十五条）

附則

（貸借対照表の公告）

第三条の二　法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であって内閣府令で定めるものは、第一条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

2　法第二十八条の二第一項第四号に規定する措置として内閣府令で定める方法は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

3　前項の方法による公告は、当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。

第二章　認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

（所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請の添付書類）

第三十条　［略］

四　法第五十五条第二項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第三項の書類の写し

（認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）

第三十二条　［略］

七　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

2　［略］

第二節　特例認定特定非営利活動法人

（特例認定特定非営利活動法人に関する認定特定非営利活動法人に係る規定の準用）

第三十四条　［略］

［様式第1号～第3号　略］

改正前

目次

第一章　特定非営利活動法人（第一条―第三条）

第二章　認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

第一節　認定特定非営利活動法人（第四条―第三十二条）

第二節　仮認定特定非営利活動法人（第三十三条・第三十四条）

第三節　認定特定非営利活動法人等の合併（第三十五条）

附則

［条を加える。］

第二章　認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

（所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請の添付書類）

第三十条　［同上］

四　法第五十五条第二項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第三項及び第四項の書類の写し

（認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）

第三十二条　［同上］

七　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が二百万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日

2　［同上］

第二節　仮認定特定非営利活動法人

（仮認定特定非営利活動法人に関する認定特定非営利活動法人に係る規定の準用）

第三十四条　［同上］

［様式第1号～第3号　略］